

会第97号
平成26年2月14日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察総合評価委員会設置要領の制定について（通達）

岐阜県警察が発注する建設工事については、岐阜県が定めた「岐阜県発注の建設工事に係る簡易型総合評価落札方式試行要領」（平成22年4月1日施行）に基づき、入札価格のみでなく施工能力等を総合的に考慮して落札者を決定する総合評価落札方式を一般競争入札により試行しているところであるが、落札者の決定基準及び技術所見を審査するため、別添のとおり「岐阜県警察総合評価委員会設置要領」を定め、平成26年2月28日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察総合評価委員会設置要領

1 設置

岐阜県が行う建設工事のうち、岐阜県警察が一般競争入札方式で発注する工事において、入札参加希望者に、工事価格、施工能力、企業能力等（以下「技術力」という。）をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式（簡易型総合評価落札方式）について、技術力の審査等を行う組織として、岐阜県警察総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 総合評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - ア 技術力を求める範囲の決定
 - イ 落札者決定基準
 - ウ 技術所見等の審査
 - エ 各評価項目の得点の決定
- (2) 総合評価委員会は、申請者から提出された技術所見に関し、施工の確実性、安全性、経済性等について審査を行うものとする。

3 総合評価委員会の構成

- (1) 総合評価委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (2) 委員長及び委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 総合評価作業部会の設置

- (1) 総合評価委員会の下に、落札者決定基準、技術所見等の内容の検討を行うため、岐阜県警察総合評価作業部会（以下「総合評価作業部会」という。）を設置する。
- (2) 総合評価作業部会は、部会長及び部員をもって構成する。
- (3) 部会長及び部員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

5 会議

- (1) 委員長は、2に定める所掌事務に応じて、速やかに総合評価委員会を開催するものとする。ただし、委員長に事故等があるときは、総務室参事官がこれを代行するものとする。
- (2) 総合評価委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって開催するものとする。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、総合評価委員会に関係職員等の出席を求めることができるものとする。
- (4) 総合評価委員会は非公開を原則とする。
- (5) 総合評価作業部会の開催においても、(1)から(4)までの規定を準用するものとする。ただし、部会長に事故等があるときには、会計課次席がこれを代行するものとする。

6 庶務

総合評価委員会及び総合評価作業部会の庶務は、総務室会計課において行う。

附 則（平成26年2月14日付け会第97号）

この要領は、平成26年2月28日から施行する。

別表1（3関係）

委員長	総務室長
委員	総務室参事官、会計課長、当該工事を担当する所属（以下「事業所属」という。）の長、事業所属の属する部（室）の管理監（庶務）、会計課調査官（予算）、会計課次席、会計課課長補佐（工事検査）及び委員長が指名する者

別表2（4関係）

部会長	会計課長
部員	会計課調査官（予算）、会計課次席、会計課課長補佐（工事検査）、当該工事を担当する所属の担当者（庶務を含む。）及び部会長が指名する者